

# 簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可



原本史料

終連報甲綴

2/9

昭和二二・四・一一二二・四・三〇

第一復員局史實部第一班

防衛研修所戦史室

